

障害のある人を職場に受け入れてみませんか？

【事業主委託訓練（実践能力習得訓練コース）とは】

静岡県では、障害のある人の就職を促進するため、企業の事業所現場を活用し、障害のある人の就職に必要な知識・技能の習得を図る事業主委託訓練を実施しています。

企業等を委託先とし、受入事業主の方には、委託料をお支払いします。

委託訓練をとおして、障害者雇用に必要なノウハウ（作業手順や職場のルールの伝え方、必要な配慮等）を得ることができ、障害者雇用に対する不安の軽減に繋がります。

事業主委託訓練の概要



求職者

(障害のある人)

OJTによる訓練

標準3か月（月60～100時間）
上限4か月

企業の事業所現場を活用した実践的な訓練



事業主

(雇用保険の適用事業所)

訓練受講者と委託先企業の希望により訓練終了後、就職の道が開かれる場合があります。

お問い合わせは・・・

静岡県立あしたか職業訓練校

〒410-0301 沼津市宮本5-2

TEL：055-924-4380 / FAX：055-924-7758

障害者委託訓練担当（コーチ、コーディネーター）